

審査基準表
(令和7年度介護サービス事業所等実態調査業務委託)

審査項目		審査内容	5段階評価	配点
1	事業の趣旨等への理解	事業の趣旨や目的等を十分に理解した提案となっているか。	／5 × 2	10
2	業務遂行能力	提案内容を確実に履行可能な組織体制であるか。 (体制図、人員配置計画等、介護事業者等へのサポート体制)	／5 × 2	30
		事業を実施するにあたり、必要な知見があるか。	／5 × 2	
		類似の事業等の実績はあるか。	／5 × 1	
		法令遵守や個人情報保護等、コンプライアンスを重視した体制であるか。	／5 × 1	
3	事業の企画・運営	【調査の準備】 調査の方法やスケジュールについて、具体的な提案がされているか。	／5 × 2	40
		【調査結果の整理・集計】 職種について、厚生労働省が実施する「介護サービス施設・事業所調査」に準拠し、調査実施の案内は原則書面で行う等、仕様書に求める内容となっているか。	／5 × 3	
		【分析】 分析方法について、県内の人口分布や地理的状況等の視点を考慮し、適切な外部専門家による分析がなされる内容となっているか。	／5 × 3	
4	スケジュール	事業実施のスケジュールは、適切に設定されているか。	／5 × 2	10
5	事業経費	必要な経費が適切に積算、計上されているか。	／5 × 1	10
		提案価格に優位性はあるか。 5点×(全提案者のうち最低提案価格/本提案者の提案価格) ※小数点以下切捨て	／5 × 1	
合 計				100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は委員の協議により決定する。
- (4) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数が最低基準点である300点（満点500点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準（5段階）】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案